

健康保険法（大正十一年法律第七十号）第六十五条第二項、第六十八条第二項又は第六十九条の規定に基づき、以下のとおり保険医療機関又は保険薬局の指定を行ったので、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十三年政令第八十七号）第一条又は第二条の規定に基づき、公示する。

令和 八年 六 月二十三日

東北厚生局長

尾崎俊雄

工藤内科ハートクリニック	名
	称
盛岡市肴町六番六号熊長ビル二F	所 在 地
令和八年七月一日	指 定 年 月 日

健康保険法（大正十一年法律第七十号）第六十五条第二項、第六十八条第二項又は第六十九条の規定に基づき、以下のとおり保険医療機関又は保険薬局の指定を行ったので、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十三年政令第八十七号）第一条又は第二条の規定に基づき、公示する。

令和 八年 六月二十三日

東北厚生局長

尾崎俊雄

[illegible]